

記載要領等	山林についての相続税の納税猶予の継続届出書
-------	-----------------------

《使用目的》

この届出書は、山林についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けている方が、租税特別措置法第70条の6の6第11項の規定により、納税猶予の特例の適用を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出るために使用してください。

《提出期限》

この届出書の提出期限は、経営報告基準日の翌日から5か月を経過する日になります。ただし、相続の開始の日以後最初に到来する経営報告基準日の翌日から5か月を経過する日が相続税の申告期限までに到来する場合には、その最初に到来する経営報告基準日に係るこの届出書は提出する必要はありません。

《記載要領等》

1 記載事項1について

経営報告基準日とは、施業整備期間^(注1)にあつては当初認定起算日^(注2)から1年ごとの日、施業整備期間の末日の翌日（当初認定起算日以後10年を経過する日の翌日以後に被相続人について相続が開始した場合にあつては当該翌日）から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定するまでの期間にあつてはその末日の翌日から3年を経過するごとの日をいいます。

（注1） 施業整備期間とは、当初認定起算日からその当初認定起算日以後10年を経過する日までの間にこの特例の適用に係る被相続人について相続が開始した場合における、その相続の開始の日の翌日からその10年を経過する日又はその相続に係る林業経営相続人の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。

（注2） 当初認定起算日とは、特定森林経営計画に係る被相続人（特定森林経営計画につき過去に森林法第17条第1項の規定の適用があつた場合にあつては、最初の適用に係る認定所有者等）が市町村長等の認定を受けた特定森林経営計画（森林法第11条第3項に規定する事項が記載された最初のものに限ります。）の始期をいいます。

2 記載事項2(1)について

前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告において納税猶予の特例の適用を受けた相続税額を記載してください。

3 記載事項2(2)について

(1) 前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には「前回の基準日」を「相続税の申告書の提出期限」と読み替えて、該当する猶予中相続税額を記載してください。

(2) 納税の猶予に係る期限は、原則として租税特別措置法第70条の6の6第3項各号及び第4項に掲げる日から2か月を経過する日になります。

4 記載事項2(3)について

内書には、納税の猶予に係る期限が今回の基準日の翌日以後に到来すると見込まれる場合（租税特別措置法第70条の6の6第3項各号及び第4項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していない場合など）における、その猶予中相続税額を記載してください。

5 記載事項3について

記載欄には、前回の基準日の属する年から今回の基準日の属する年の前年までの各年分の山林所得に係る収入金額を記載してください。

ただし、前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告書の提出期限の属する年の前年までの各年分については記載する必要はありません。

6 記載事項4について

租税特別措置法第70条の6の6第6項に規定する経営委託をしている場合には、□にレ印を記入してください。